

人材投資促進税制の延長・拡充 (法人税、所得税、法人住民税)

人口減少下においても、我が国経済・産業の競争力・成長力を強化するためには、人材投資によって一人ひとりの生産性を向上させることが重要。特に、最低賃金引き上げの影響が大きい中小企業の人材育成を促進し、生産性を向上させることが極めて重要。

また、団塊世代の大量退職に備え、熟練技能等の次世代への着実な承継の支援が必要。このため、人材投資促進税制の延長・拡充を図る。

1. 現行制度

①中小企業

中小企業については、教育訓練費が前2期の教育訓練費の平均額から増加した場合、教育訓練費の総額に対し、増加率の1/2に相当する税額控除率(最大20%)を乗じた金額を法人税額から控除。
(②との選択が可能。)

②その他

教育訓練費が前2期の平均額から増加した場合、その増加額の25%に相当する金額を法人税額から控除。

2. 改正意見

①厳しい経営実態から継続的に教育訓練費を増加できない中小企業について教育訓練費の総額に対し税額控除を行う制度に拡充

②技能承継のための教育訓練費(定年後当該訓練に限定した雇用契約)を支援対象に追加